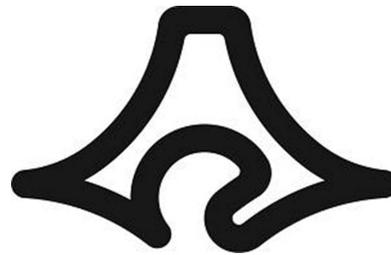


提供日 2025/7/14
タイトル 静岡県環境影響評価条例に基づく事後調査報告書
を公表します
担当 くらし・環境部 環境局 生活環境課
TEL 環境影響評価班 054-221-2268



静岡県環境影響評価条例に基づく事後調査報告書を公表します

(要旨)

平成18年から実施している一般国道474号三遠南信自動車道（青崩峠道路）事業に係る静岡県環境影響評価条例に基づく手続について、事業者である国土交通省中部地方整備局から、事後調査報告書（※）が提出されたので、条例に基づき報告書を公表するとともに、環境の保全の見地からの意見を受け付けます。

※予測を行った項目について妥当性を検証し、工事中の環境の状況を把握する事後調査に関する報告書

1 手続を実施する事業

事業名	一般国道474号三遠南信自動車道 青崩峠道路
事業者	国土交通省 中部地方整備局

※事業の詳細は、別紙のとおり。

2 公表・縦覧

(1) 公表

令和7年7月15日（火）に県生活環境課ホームページに掲載します。

URL：<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/kankyo/assessetc/1002649/1017970.html>

(2) 縦覧

HPでの公開の他に、以下の場所で紙資料での縦覧を行います。

【静岡県】県生活環境課

【浜松市】浜松市役所（道路企画課）、鴨江分庁舎（環境政策課）、天竜区役所（区振興課）、天竜区水窪支所（天竜土木整備事務所 三遠南信自動車道整備事務所）

※準備ができ次第、次の県有施設でも縦覧します。

県民サービスセンター（静岡県庁東館2階）、各財務事務所、西部農林事務所総務課 天竜分室、県立中央図書館、静岡県総合教育センター

3 意見の提出

環境の保全の見地からの意見がある場合は、県に意見書を提出することができます。

(1) 提出期間

令和7年7月16日（水）から8月15日（金）まで

(2) 提出方法

住所、氏名、連絡先（電話番号等）、意見を述べたい事業の名称を明記した意見書（様式任意）を、次のいずれかの方法により、県生活環境課へ提出してください。

持参	開庁日（土曜日、日曜日及び祝日を除いた日）の午前8時30分から午後5時15分までに県生活環境課（静岡県庁西館6階）に持参
郵送	〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県生活環境課 宛て郵送
FAX	県生活環境課のFAX番号（054-221-3665）宛て送信

電子 メール	件名を「事後調査報告書に対する意見について」として、県生活環境課 メールアドレス(seikan@pref.shizuoka.lg.jp)宛て送信
-----------	---

4 今後の手続

環境の保全に支障をきたすおそれがある等と判断した場合は、事業者に対し、環境の保全について必要な措置を講ずるよう求める場合があります。

参加者募集告知 ・ 催事等の当日取材 ・ **実施事業等の紹介** ・ 調査結果の公表